

土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

県では、米政策の見直しにより、主食用米から需要に応じた作物生産への転換が求められる中、稼げる農業を実現するため、本県農地の8割を占める水田を有効活用した土地利用型園芸(露地野菜)の生産拡大を推進している。

土地利用型園芸産地を価格競争力のある大規模産地に育成していくためには、安定的な販路の確保が重要であることから、本業務では、実需者^{*}の情報やマッチングのノウハウを有する「ベジタブル・マーケター」を設置し、産地の販路開拓等の支援を行い、販売力の強化を図る。

^{*}実需者とは、一次加工業者、仲卸、小売業者等の事業者。

2 業務概要

- (1) 業務名 土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務
- (2) 業務内容 別紙「土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7(2025)年2月28日(金)まで
- (4) 委託料上限額 3,553,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び
問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県 農政部 生産振興課 水田農業改革班
電話：028-623-2279 FAX：028-623-2335
電子メール：seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 令和6(2024)年7月1日から同年7月26日までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30条)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

| | |
|-------------------|-------------------------|
| ア 実施要領等の公表（公募開始） | 令和6（2024）年7月 1日（月） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和6（2024）年7月 5日（金）正午必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和6（2024）年7月 9日（火） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和6（2024）年7月11日（木）15時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和6（2024）年7月18日（木）15時必着 |
| カ プロポーザル審査会 | 令和6（2024）年7月26日（金） |
| キ 選定結果の通知・公表 | 令和6（2024）年7月29日（月）（予定） |

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和6（2024）年7月1日（月）から7月11日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式4）により電子メール又はFAXにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始～令和6（2024）年7月5日（金）正午時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること
- ウ 回答方法：回答は質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- ア 提出期限：令和6（2024）年7月11日（木）15時必着
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出書類
 - （ア）参加表明書（様式1）
 - （イ）確認書（様式2）
 - （ウ）統括責任者及び担当者（様式3）
- エ 提出方法：電子メール又は郵送によるものとし、送信時には提出先宛て受信の確認を行うこと。

(5) 参加資格の確認及び企画提案書の提出要請

参加表明書の提出者に対して、本要領3に定める参加資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果及び企画提案書の提出要請を電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書の提出（様式5）

企画提案書は、仕様書及び以下のア～エに基づき作成し、持参又は郵送により2（5）に提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ア 企画提案書の用紙は、原則A4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。なお、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 企画提案内容（目的、効果等）
- (イ) 実施計画及び全体スケジュール
- (ウ) 業務遂行人員体制
- (エ) 類似事業の業務実績
- (オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は 9部（正本1部、副本8部）とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 県は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査形式

企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。なお、書類審査で足りると選定委員会委員長が判断した場合は、プレゼンテーションを実施しないこともある。その場合は、参加者に対し別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書等について、評価基準に基づきプロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3)で各委員から1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に係るプロポーザル選定委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、契約候補者の名称を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県は契約締結の協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。